別表　補助対象経費及び補助金の額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経　費 | 経　費　の　内　容 | 補　助　額 |
| 危険住宅の除却等に要する経費（除却等費） | 危険住宅の除却等に要する経費（撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等） |  １戸当たり 802千円を限度とする。 |
| 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費（建物助成費） | 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5％を限度とする。）に相当する額の経費 | 　１戸当たり 4,150千円（建物 3,190千円、土地 960千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域（以下「特殊土壌地帯等」という。）については、１戸当たり 7,227千円（建物 4,570千円、土地 2,060千円、敷地造成 597千円）を限度とする。 |

※上記の経費については、消費税及び地方消費税を含んだ額である。